1-8-2 放射性危険物情報を登録する

本項では放射性危険物情報を登録する手順を説明する。

1. メインメニューから運送状登録（**e-AWB**登録）画面へ遷移します

ANA FLY CARGO! にログインし、メインメニューより危険物情報を申告する対象 e-AWB の登録画面へ遷移します。

- e-AWB 登録画面への遷移方法は本マニュアル「1-4-1 直接 e-AWB を入力して照会する」を参照願います。

2. 申告情報の「放射性危険物申告」ボタンを押下します

e-AWB 登録画面の申告情報欄に表示されている「放射性危険物申告」ボタンを押下します。

- 予約確定後、1 度 e-AWB 情報を登録しなければボタンは表示されません。
- マイページで「危険物申告資格あり」を設定していなければボタンを押下してもエラーとなります。

3. 危険物申告の荷送人及び荷受人情報を登録します

申告する危険物の荷送人及び荷受人の会社名または氏名、住所を入力します。

4. 危険物の性質及び量を登録します

申告する危険物の、航空機タイプ別制限・危険物のタイプ・国連番号・正式輸送品目名・核種・寸法・形状・特別系/非特別系・個数・1　包装物あたりの放射能量・許容放射能量・輸送指数を登録します。

- 「航空機のタイプ別制限」は、出発地から到着地までの区間に旅客便が含まれている場合は「旅客機・貨物機共に搭載可能」で固定されます。
  全ての区間で貨物便の場合は選択式となります。
- 2　件以上の国連番号を登録する場合は、「危険物を追加する」ボタンを押下します。
- ドライアイス（UN1845）を登録する場合は「ドライアイスを追加する」ボタンを押下します。
- 「削除」ボタンを押すとすでに入力済の該当の危険物情報は削除されます。
  一度削除すると復元することはできません。
- 申告書への表記が求められる特別規定が該当する場合、備考欄に登録します。

5. 「危険物情報確定」ボタンを押下します

その他必要事項を登録し「危険物情報確定」ボタンを押下します。

6. 「**OK**」ボタンを押下します

申告した危険物の合計個数に間違いがないことを確認し「OK」ボタンを押下します。

- e-AWB　登録締切時刻を過ぎている場合、もしくは貨物受託済みの

場合はエラーとなります。

7.「放射性危険物申告」ボタンの横に「申告済」が表示されます

放射性危険物申告が完了すると　e-AWB　登録画面「申告情報」の「放射性危険物申告」ボタンの横に「申告済」ラベルが表示されます。

- 申告後に「放射性危険物申告」ボタンを押下すると申告内容を照会できます。

- 申告後に「非放射性危険物申告」ボタンを押下すると確認画面が表示されます。
  「申告を続ける」を選択すると申告済みの内容が削除されます。